

こども・若者の意見の関連施策への反映について

1. こどもの意見聴取について

- ・令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第11条において、こども施策の策定、実施、評価にあたっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう規定されている。
- ・各部局においても、同法の趣旨を鑑み、こどもに施策の策定等にあたっては、こども、若者、子育て当事者等の意見を反映いただくようお願いしたい。

※こども施策には教育施策や雇用施策、医療施策などの幅広い施策も含まれ、こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策が、こども・若者が当事者になり得るものとされている。

【参考】こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

※こども施策（こども基本法第2条）とは、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境の整備その他のこどもの養育環境の整備のことである。

2. R6年度のこども・若者の意見反映に係るこども政策局等の取組

- 長崎県こどもまんなかミーティング（教育庁・こども政策局）
- 長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート（教育庁・こども政策局）

3. 2の取組結果の施策等への反映状況

- 昨年度策定した「長崎県子育て条例行動計画」へ反映
- ※詳細は別添参照

4. R7 年度のこども政策局の取組（予定）

【策定・評価にあたって行うこと】

◎長崎県こどもアンケート

（内容）県内の小学生～高校生を対象とした、学校生活や教育、こどもの居場所等に関して意見を聴くためのアンケート調査

（時期）6月末～7月中旬頃

【実施・評価にあたって行うこと】

◎長崎県こどもまんなかミーティング

（内容）アンケートでは拾えない声を聴くことを目的とした、こどもの居場所等で行う車座での意見交換会

（時期）9月～10月頃

5. 各部局へのお願い

- 各部局においても、こども施策の策定等にあたっては、こども等の意見を反映していただくようお願いしたい。
- 個別計画の策定作業を行われる部局もあると考えており、こども施策に関連するものについて、こども等の意見を反映していただくようお願いしたい。
- 各部局における取組の状況については、今後、照会等により把握させていただく予定。

R6 こどもまんなかミーティングの様子



2. こども基本法上の「こども施策」とは？

意見反映のためのポイント

□ 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

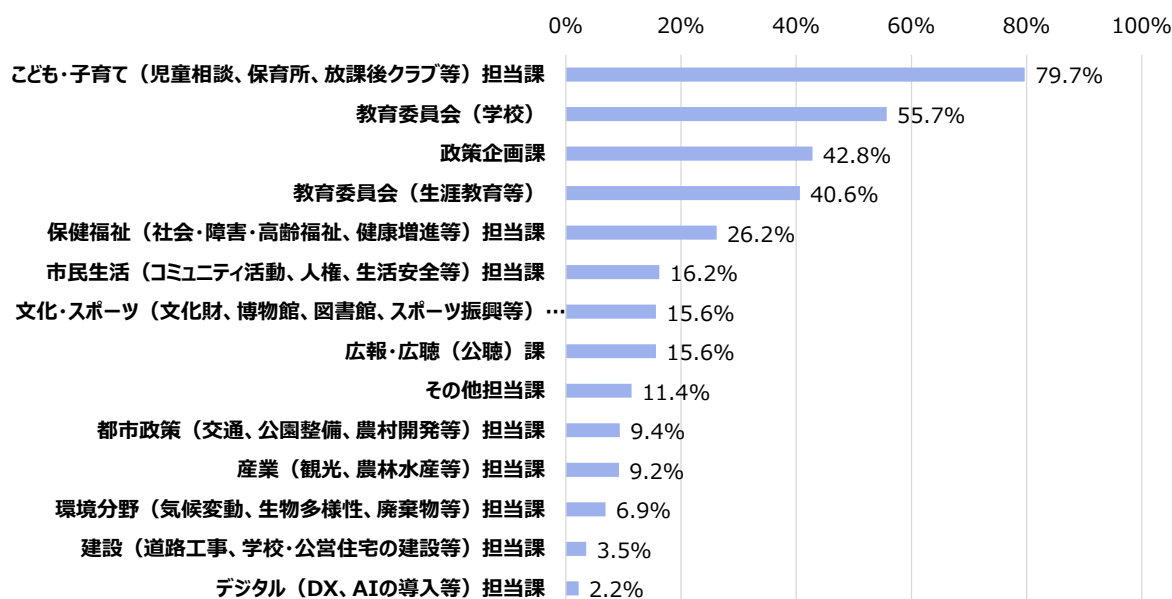
こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

取組状況

こども・若者の意見を反映する取組は、府省庁ではこども家庭庁のほか金融庁（総合政策課）、警察庁（生活安全企画課）、国土交通省（公園緑地・景観課）、農林水産省（穀物課）、法務省（人権啓発課）等ですで行われている。

また、地方自治体では、こども・子育て担当課や教育委員会が取組を実施していることが多いが、政策企画課や保健福祉担当課、市民生活担当課、広報（広聴・公聴）課、文化・スポーツ課もこども・若者の意見反映に取り組んでいる。

こども・若者の意見反映を実施している都道府県・市区町村の部署(MA n=1,143)⁸



⁸ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートより

FAQ

Q どうすれば特定の部署だけでなく、組織全体でこども・若者の意見反映に取り組むことができますか？

A

特定の部署のみでこども・若者の意見反映の取組を担い、組織全体にこども・若者の意見を聴く風土が浸透しないことに課題を感じている府省庁や地方自治体があります。

こども・若者の意見をこども施策に反映するにあたり、自身の部署は「関係ない」と考えている部署があると、全庁的に取り組むことが難しいかもしれません。こども施策について、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務になったことを知らない職員もいるでしょう。

例えば、こども基本法やこどもの権利について理解を深めるため、こども施策担当部局・課室が全職員を対象に研修を実施している自治体もあります。研修は外部講師を招くほか、こども・若者の意見反映について既に取り組んでいる部署の担当者が講師役となり、どう取組を始めたか、どのような課題に直面したか等、実体験を交えて共有することも考えられます。

ヒント 組織全体で取り組む

- 計画の目標に組み込み進行管理する(新潟県新潟市)
「新潟市子どもの権利推進計画」において、こどもの権利推進に関連する事業を調査し「連携事業一覧」として計画に掲げるとともに、意見表明又は社会参加に係る取組の実施状況を成果指標に組み込み、取組状況の管理を行っています。また、市の幹部(部区長)が参集する庁議において、市長からこども基本法の施行により、こども・若者からの意見聴取が義務付けられたため、各部署が関連施策を検討する際は、こども等からの意見聴取に努めることを伝えるとともに、全庁的にこども・若者からの意見聴取の実施状況について調査を行いました。
- 横ぐし組織を活用する・つくる(岐阜県、千葉県千葉市)
広報課が全庁的な重要施策についての広聴の一環で、担当課と協力して若者の意見を聴いている例(岐阜県若者ガヤガヤ会議)や、こども施策の総合的な推進を目的としてこども施策庁内連絡会議を設置した例(千葉市こども施策庁内連絡会議)があります。

R 6 長崎県こどもまんなかミーティングの結果

こども・若者の意見を聴く場として「長崎県こどもまんなかミーティング」を県内2か所の高校で開催し、「自分らしく幸せに成長できる『こどもまんなか社会』とはどんな社会か」、「どんな声を周囲の大人や社会に届けたいか」等について、車座方式で意見交換を行いました。

【第1回】開催日：令和6年10月22日（火） 実施校：壱岐高校
【第2回】開催日：令和6年10月28日（月） 実施校：佐世保中央高校

テーマ	主な意見
1. 『こどもまんなか社会』について、どのようなイメージを持っていますか	親以外の大人にも支えてもらえる社会。親の価値観に強いられない社会。こどもと親の間に立って話ができるといい。 こどもの意見が取り入れられる社会。こどもが政治にも意見を言える社会。 (カラオケやゲームセンターなど、どれもお金がかかり、行ける場所が少ないので) 憩いの場があるといい。
2. 自身の声が社会や大人に届いていますか、また、どんな声を届けたいですか	言っても反映されないと思っているから声をあげていないところがある。反応があれば主張できるかも。 小さいこどもにとっては大人は必要な存在で、こども基本法は必要。 こどもの意見が届くことと叶うことは違うと思う。大人との意見交換はしたいので、こういう場が増えると嬉しい。 半々。大人だけでなくこどもも変わらないといけない。お互いに話せる、相談しあえる関係が一番。 大人とこどもが対話できる関係が必要。
3. あなたにとっての『居場所』とは何ですか、そのような場所がありますか	居場所は多いといい。1か所だけだと人間関係がうまくいかない時など辛い。 コミュニティがあるといい。一緒にいたいと思える人がいる場所。 帰りたいと思う場所。相談できるだけでなく、相談しあえるような関係。 家や学校以外にも、少し逃げ場となるような居場所があるといい。
4. 将来、ふるさとがどのようなまちになってほしいですか	明るいまち。商店街も閉まっているところが見られるので、活気があるまち。 皆が残りたいと思うまち。働きやすい暮らしやすいまち。

ミーティングに参加いただきありがとうございました。
生徒のみなさんからいただいたご意見・ご提案については、これからの長崎県がより良いものとなるよう、こどもに関連する取組などに活かしていきます。

R6長崎県こどもアンケート

意見の反映状況 (フィードバック)

 長崎県こども未来課

目次

- 1. アンケートの概要 P2
- 2. みなさんからの意見への対応
（長崎県子育て条例行動計画への反映状況） P3

1. アンケートの概要と結果まとめ

調査期間 : 令和6年7月10日(水)～7月31日(水)

調査対象 : 長崎県内の小学校(5～6年)、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校(小学部5年生以上)に在学する児童生徒

調査目的 : こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、本県のこどもたちから直接意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの状況やニーズを的確に把握し、より実効性のあるこども関連施策の企画・立案等に繋げること

調査方法 : WEB(Microsoft Forms)による回答

回答数 : 19,341名

設 問 : 以下のとおり

1. どの学校に通っていますか？

2. 通っている学校は公立ですか、私立ですか？

3. どこの地域に住んでいますか？

4. 今、自分は幸せだと思いますか？

5. 今の自分が好きですか？

6. 興味・関心があり学びたいことはどんなことですか？<総合的な学習(探究)で取り組みたいことなど>

7. より良い学校・教育のために何が必要だと思いますか？

8. 自分の将来について明るい希望を持っていますか？

9. 将来、就きたい職業は何ですか？

10. 生活の中で困っていること、心配に感じる事はどんなことですか？

11. あなたの家族は、あなたと向き合う時間を十分にとってくれますか？

12. 困ったときに相談できる人がいますか？

13. 自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にありますか。
14. 自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所として、あれば利用したいと思うのはどんなところですか。

15. 自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所で、あなたは何かができるとうれしいですか？

16. 自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所を利用したことがないという方にお聞きします。(利用したことがあるという方は回答不要です) そのような場所を利用したことの無い理由は何ですか。

17. これからも長崎県に住み続けたいと思いますか？

18. 将来、住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいことは何ですか？

19. あなたは長崎県の良さはどんなところだと思いますか？

【自由記述】
県が目指す「こどもが主役」の社会を実現するためにできたらいい・あったらいいと思うものや、「こどもが主役」の理想の長崎県(社会)の姿など、自由な意見を聞かせてください。

「長崎県子育て条例行動計画」への意見の反映

みなさんの意見

- こどもの意見を優先し、叶えられるものは叶えてほしい (小学生)
- 長崎県でルールを決めるときは、長崎県に住んでいるこどもの意見を聞いたら良い (小学生)
- 先生が全てを決めずにこどもの意見を反映した学校行事や校則にする (中学生)
- 学校行事などは生徒が中心となって進行できるようになってほしい (高校生)

- こどもが安心・安全でいられる、好きなことが自由にできる施設がもっとあったらいい (小学生)
- 自由に過ごすことができる場所 (遊び場、レジャー施設、遊園地、公園、勉強の場) がほしい (中学生)
- 遊べる場所がある地域とない地域の格差をなくすことが必要 (小学生)

ポイント

- もっとこどもの声を聴いてほしい
- 校則や学校行事に児童生徒の意見を反映してほしい。

- こどもが安心して自由に過ごせる場所があるといい
- すべての地域にこどもの遊べる場所を作って欲しい

書いてある場所

第1章

こどもまんなか社会の実現

- こども・若者の意見を施策に反映させるための意見聴取と施策反映などの仕組みづくり (P22)
- 児童会・生徒会活動の活性化、学校行事や校則見直し等への積極的な関与など児童生徒主体の学校づくりを推進 (P22)

第3章

こどもや子育て家庭への支援

- 安全・安心で様々な遊び、体験等にチャレンジできる「こども場所」の充実を図る (P34)
- こどもが易く利用しやすい多様な居場所づくりを進めるため、市町や地域と連携し、こどもの声を聴きながら「こども場所」づくりを進める (P35)

「長崎県子育て条例行動計画」への意見の反映

みなさんの意見

- こどもが主役ということはその地域を愛してくれることが一番だと思う (高校生)
- 地域社会に対するこどもの関心を高める場を設けたり、地域のこどもたちをボランティア活動に積極的に参加させる (高校生)
- 職場体験学習などの場を増やしていく (中学生)

- もっとこどもとの時間を増やす (中学生)
- 自分のことよりもこどもとの時間を少しでも多くしてくれるところ (中学生)

ポイント

- 自分が住む地域に興味を持って愛着を持てるような取組が必要
- 将来の仕事が描けるよう職場体験の場をもっと増やしてほしい

- 大人には、こどもと一緒に過ごす時間を確保してほしい

書いてある場所

第3章

こどもや子育て家庭への支援

- 「ふるさとで活躍したい」「ふるさとを離れていてもふるさに貢献したい」という心を地域ぐるみで育む (P40)
- 小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進 (P46)
- 各高校において企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチ及び離職防止に向けた取組を通して県内就職を支援 (P47)

第4章

仕事と生活が調和する社会の実現

- 共働き・共育ての推進等による、保護者とこどもが向き合う時間「こども時間」の確保・拡大 (P57)
- 男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進 (P67)

「長崎県子育て条例行動計画」への意見の反映

みなさんの意見

- こどもの医療費・学費の無償化を実現してほしい (中学生)
- 少子高齢化対策として、こどもが生まれた家庭への給付金や、子育て支援の強化をしてほしい (中学生)
- 奨学金手当の充実や高校のお金の援助を増やしてほしい (中学生)

- 今、学校ではクラスに不登校の子が2、3人はいます。まずは学校に行けなくてつらい思いをしている子たちを救ってあげないとこどもが主役の社会は実現出来ないと思う (中学生)
- 不登校の児童がいなくなる。行って楽しいと言えるような学校、いじめや差別の無い県になってほしい (中学生)

ポイント

- 医療費・学費など、子育て家庭の経済負担を減らして欲しい

- いじめや不登校の問題を抱えているこどもの悩みを解決できる環境を作って欲しい

書いてある場所

第5章

きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援を引き続き実施 (P50)
- 家庭環境の状況に応じて、就学支援金や奨学のための給付金を支給することで、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減 (P97)

第5章

きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

- 学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、24 時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）やメール相談などの教育相談体制を充実 (P72)
- いじめや不登校などをはじめとする問題等を抱える児童生徒への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進 (P73)

「長崎県子育て条例行動計画」への意見の反映

みなさんの意見

- お年寄りや障害がある人が快適に過ごせる施設などがあるといい (小学生)
- 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン・自由な環境づくり (小学生)
- もっと地域コミュニティの場を増やした方がいい (公民館とかをもっと活用すべき) (高校生)

- 犯罪などが無い安全な長崎県にしたい (小学生)
- 治安が良く安心して暮らせる、元気に通学できること (中学生)
- こども達のためにもっと安全な通学路を作って欲しい (高校生)

ポイント

- 誰もが安心して快適に生活できる環境になってほしい
- こどもや保護者が地域と繋がれる場所を増やして欲しい

- こどもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心な社会になってほしい
- 通学時に交通事故などからこどもが守られる環境を作ってほしい

書いてある場所

第6章 安全・安心な子育ての環境づくり

- 「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー化を推進 (P120)
- 商店街の空き店舗等を活用した、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取組を市町と連携し支援 (P120)

第6章 安全・安心な子育ての環境づくり

- ネット・メディアの適切な利用や被害防止対策などに関する広報啓発を推進 (P110)
- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール等を実施 (P113)

「長崎県子育て条例行動計画」への意見の反映

みなさんの意見

- こどもが安全に安心して誰にでも悩み事を打ち明けられることや、子供が一人ぼっちにならない、自分が知らない間にいつのまにか一人ぼっちになっていないような長崎県 (小学生)
- 地域の人が優しくしてくれる (小学生)
- 地域の人たちみんなで一人ひとりのこどもを育てられるような長崎県になると良いと思います (中学生)

ポイント

- 地域全体でこどもを育ててくれる、こどもが孤立しないように見守ってくれる社会になって欲しい

書いてある場所

第7章

県民総ぐるみの子育て支援

- 自治会、こども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなどによるこどもを見守る活動や子育て支援など、家庭・学校・地域団体等が連携した活動を促進 (P124)
- 毎月1回「家庭の日」を定め、こどもや家庭を社会全体で支える大切さや、こどもの育ちにおける愛着形成と遊び・体験の重要性などについて、県民への周知啓発を行うとともに、共働き・共育ての推進等を図りながら、保護者とこどもが向き合う時間「こども時間」を確保・拡大 (P125)